

# 国立大学法人東京医科歯科大学情報セキュリティインシデント対応 チーム設置規程

〔平成29年3月31日  
規程第5号〕

(設置)

第1条 情報セキュリティインシデントの発生時に迅速かつ円滑な対応を図るため、情報セキュリティインシデント対応チーム（以下「CSIRT」という。）を設ける。

第2条 全学情報総括責任者は、CSIRTの活動が円滑に行えるよう、予算措置や適切な権限委譲を含めた環境を整えるとともに、必要に応じて活動内容について助言または指導を行うものとする。

2 組織情報総括責任者は情報セキュリティインシデントの発生に備え、CSIRTと連携して、連絡、報告、情報集約及び被害拡大防止のための緊急対応に必要な体制を整える。

3 CSIRTは緊急時対応に必要な権限を随時検討し、あらかじめ全学情報総括責任者から委譲を受けておくことができる。

(定義)

第3条 この規則における用語の定義は次の各号に掲げる通りとする。

(1) PoC (Point of Contact)

CSIRTにおける連絡窓口のこと。学内外の組織に対してCSIRTの代表者となる。

(組織)

第4条 CSIRTは、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 最高情報セキュリティ責任者

(2) 最高情報セキュリティ責任者補佐

(3) 組織情報総括責任者からの推薦者

(4) その他最高情報セキュリティ責任者が必要と認めた者

第5条 最高情報セキュリティ責任者は、CSIRTの業務を総括する、最高情報セキュリティ責任者が職務を遂行できないときは、CSIRTにおいてあらかじめ指名されたものがその職務を代行する。

2 最高情報セキュリティ責任者は、学内外の関係機関と必要に応じて情報セキュリティインシデントに関する情報共有を行う責任者（PoC (Point of Contact)）を務める。

3 CSIRTの構成員は各組織情報総括責任者が各組織に所属する教職員から1名以上を推薦し、最高情報セキュリティ責任者が委嘱する。

4 最高情報セキュリティ責任者は、必要があると認めるときは、第3条に掲げた以外の者を指名して臨時の構成員に加えることができる。

5 最高情報セキュリティ責任者はCSIRTの構成員から1名のPoC補佐委員(PoC)を指名する。

(役割)

第6条 CSIRTは、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 情報セキュリティインシデントの発生に際し、情報を収集し事象を正確に把握するとともに、必要に応じて被害拡大の防止、復旧、再発の防止にかかる技術的支援や助言を行うこと。
- (2) 学内の情報セキュリティインシデントの発生状況を定期的に取りまとめ、全学情報総括責任者に報告するとともに、対策に関する意思決定を支援すること。
- (3) 情報セキュリティインシデントへの対処能力を向上させるため、必要に応じて研修や訓練などを実施すること。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、CSIRTに関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月4日規程第7号）

この規程は、令和2年8月4日から施行し、令和2年8月1日から適用する。